

# 千葉県立松戸高等学校「いじめ防止基本方針」

基本理念 千葉県立松戸高等学校は、「明朗健康な心身を培う」という本校の教育目標に則り、全ての生徒に対し安全で安心な学校生活を約束するため、いじめを許さない学校づくりを全ての教職員により推進します。

- 1 いじめとは、「一定の人間関係のある者が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と捉え、その防止や対応に取り組みます。
- 2 学校は、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題の対応にあたっては正確に丁寧な説明を生徒、保護者に行い、隠蔽や虚偽の説明は行いません。
- 3 いじめを許さない学校づくりは、教職員としての責務であることを自覚し、校内活動の全般において、暴力や暴言を許さず、疑わしい行為も見逃しません。また、生徒、保護者と共通理解のもとに、いじめのない学校づくりを目指します。
- 4 校内に「いじめ防止委員会」を設置し、いじめ未然防止、いじめ発生時の対応について確実に取り組みます。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、医療機関などの外部機関と適切な連携をとりながら取り組んでいきます。
- 5 教職員による不適切な言動や体罰、部活動における過度の競争意識等で生徒のストレスが高まることが、他の生徒によるいじめを助長する場合があります。これを認識し、不祥事防止の研修を実施します。
- 6 いじめ防止は、校内のあらゆる教育活動を通して行われるものであると捉え、道徳教育や生徒指導部行事、情報の授業やLHRなど機会を捉えて適切に行い、いじめは、人として許されない行為であることを指導します。
- 7 いじめは、どの学校でも、どの生徒でも起こり得るとの認識のもと、いじめ・暴力・盗難・インターネットトラブル等の実態調査を学期に1回ずつ行います。また保護者面談週間時には保護者と共通理解のもとに生徒の状況把握に努めます。さらに、いじめの相談窓口として、本校のメールアドレス [k.matsudo-h1@chiba-c.ed.jp](mailto:k.matsudo-h1@chiba-c.ed.jp) と 047-341-1288（教頭）とともに外部相談機関についても保護者・生徒向けに伝え、いつでも相談・通報を受け付ける態勢を整えます。毎年4月のいじめ防止啓発強化月間には、窓口案内等のプリントを作成配布し、啓発活動に努めます。
- 8 インターネットを通じて行われるいじめ対策として、学年集会や情報の授業において、情報リテラシーや情報モラルの周知、教育活動を行います。
- 9 いじめ発生時には、いじめ防止委員会が速やかに緊急対応の会議を持ち、事実関係を把握して、保護者や必要に応じた外部機関との連携も視野に入れ、学校全体として誠実に解決に努めます。
- 10 いじめ問題には、被害生徒を守るために全力を尽くし、被害生徒のケアを十分に行います。加害生徒への指導や保護者への助言を丁寧に行うとともに、いじめを傍観したり許してしまう生徒がいることも踏まえ、二度と起きないように対応します。

- 11 いじめの重大事態が発生したときは、いじめ防止委員会のもと、直ちに事実関係を調査し、事実関係その他の必要な内容を被害生徒及びその保護者に適切に提供します。また関係機関と連携し対応します。重大事態とは次のことを示します。
  - ① いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ② いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 12 以上を踏まえ、各年度ごとに総括を行い、この「いじめ防止基本方針」の見直しを行っていきます。

以 上